



利用のご案内

令和 7 年（2025 年）11 月発行

地方独立行政法人
大阪産業技術研究所

Osaka Research Institute of Industrial Science and Technology

もくじ

この冊子について	1
1. 地方独立行政法人大阪産業技術研究所について	2
2. 業務内容	4
2.1 技術相談	4
2.2 依頼試験・オーダーメイド試験	5
2.3 サポート研究	5
2.4 装置使用	5
2.5 受託研究・共同研究	6
2.6 レディメイド研修	6
2.7 オーダーメイド研修	6
2.8 セミナー	6
2.9 図書室	6
2.10 施設使用	6
2.11 開放研究室・創業支援研究室	6
3. 利用のながれ	7
4. 利用者登録（新規／更新）および利用者カード	8
5. 安全保障貿易管理に関する申告	8
6. 支援業務利用約款	10
7. 利用料金・支払方法	10
8. 利用にあたっての注意事項	11
地方独立行政法人大阪産業技術研究所 支援業務利用約款	13

この冊子について

大阪産業技術研究所の支援業務メニュー（技術相談、依頼試験、装置使用など）を利用する際の利用方法や注意事項などをまとめています。なお、和泉センター、森之宮センターそれぞれの料金表は、下記の二次元バーコードからご覧ください。

大阪産業技術研究所 ホームページ 利用案内
<https://orist.jp/riyou-annai/>



1. 地方独立行政法人大阪産業技術研究所について

地方独立行政法人大阪産業技術研究所は、産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進することにより、産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、中小企業の振興等を図り、大阪経済及び産業の発展並びに住民生活の向上に寄与することを目的として設立された法人です。

和泉センター（大阪府和泉市）、森之宮センター（大阪府大阪市）の2か所を拠点に、技術支援を行う専門分野別の12の研究部と技術サポートセンターがあります。

<和泉センター> 大阪府和泉市あゆみ野2丁目7番1号 -----

■ 加工成形研究部

機械加工、塑性加工、放電加工、溶接、レーザ加工、積層造形、プラスチック成形加工など、様々な加工技術に関する研究・支援を行っています。また、製品形状の評価（各種精密測定、X線CTによる非破壊検査など）やCAE解析を用いた設計支援にも対応することで、ものづくり企業を総合的に支えます。

■ 金属材料研究部

「省エネルギー」、「環境負荷低減」、「高付加価値化」というキーワードのもと、金属材料が関わるあらゆる場面で「ものづくり」の技術開発を支援します。鋳造、新規合金開発、熱処理、トライボロジー、破面解析、微細構造評価、接合技術（はんだ、摩擦攪拌）などの分野で低炭素社会実現に向けて積極的に取り組んでいます。

■ 金属表面処理研究部

金属材料中の化学成分の高精度分析、ろう付けによる金属接合技術、プラズマによる表面改質技術、溶射およびめっき法などの表面処理による機能性皮膜の創製および評価、環境対応型防錆処理技術および次世代電池技術の開発に取り組んでいます。これらの分野に関連する技術相談、依頼試験および装置使用も行っています。

■ 電子・機械システム研究部

真空を利用した高機能性薄膜材料やMEMS（Micro Electro Mechanical Systems）技術、半導体微細加工技術を駆使したマイクロデバイスに関する研究開発から、センサ・センシング技術、メカトロニクス、組込技術、信号処理等システム応用に関する技術開発、ロボットやAI技術の活用まで、幅広い分野で技術支援を行っています。

■ 製品信頼性研究部

製品の安全対策や機能性評価とともに改良・開発技術を支援します。電磁波のノイズ対策、電気材料の特性解析、静電気対策、光学測定、音響材料評価、輸送包装に関する基盤技術の構築、ならびに各種シミュレーション技術を活用した研究に取り組み、特殊環境室等を利用した製品開発をサポートします。

■ 応用材料化学研究部

環境化学・エネルギー・バイオ・セラミックスを総合的に支援します。環境化学物質の分析・評価技術、省・蓄・創エネルギー関連技術、環境調和型材料や有機無機複合材料の開発、微生物制御技術、粉体技術、機能性セラミックスや全固体電池の開発など、多岐にわたる研究や技術支援業務を行っています。

■ 高分子機能材料研究部

におい関連、環境関連材料（触媒・吸着材、ジオシンセティックス）、環境対応型粘接着剤、有機光電子デバイス材料（太陽電池）、機能性微粒子などの技術分野で、企業の方との協業を常に意識しながら、実用化・技術移転を見据えた研究開発や、ノウハウと装置の両方を活用した技術相談・技術支援に取り組んでいます。

■ 技術サポートセンター

ニーズの多い依頼試験や設備開放機器で企業を支援します。プラスチック材料等の紫外線による影響を評価する耐候性試験、表面処理した金属製品等の耐食性を評価する腐食促進試験、電気電子機器等の温湿度変化による影響を評価する環境試験、ねじ締付け特性試験、金属製品等の機械的強度試験を担当しています。

<森之宮センター> 大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 50 号 -----

■ 有機材料研究部

人の暮らしに役立つ“有機材料”開発を目指し技術支援を行っています。医薬品中間体、繊維・色材、太陽電池・有機半導体材料、熱硬化性樹脂など様々な化学品について、その創製やプロセスの開発、高付加価値化に向けた技術開発に取り組んでいます。また、有機材料の分析や性能評価によるものづくり支援を行っています。

■ 生物・生活材料研究部

バイオと化学の力を使って生活を豊かで快適にする研究に取り組んでいます。健康の維持・増進に役立つ食品・医薬品・化粧品素材の開発、微生物制御技術の開発、新機能を付与した化粧品素材の開発、新規機能性界面活性剤や新規洗浄剤の開発、金ナノワイヤー合成法の開発、および質量分析計による高度分析などを行っています。

■ 電子材料研究部

エネルギー・IoT・Beyond 5G をキーワードに、次世代電子材料の研究と技術支援に取り組んでいます。無機電子材料、有機・高分子電子材料、有機無機ハイブリッド、金属酸化物、ナノ構造体などの合成、構造制御や薄膜形成技術、表面処理・分析技術を用いて、未来を支える電子材料の創出・開発・分析・評価をお手伝いします。

■ 物質・材料研究部

「創る」「造る」を研ぎ、「造る」を究める。皆様と共にものづくりを考えます。プラスチック材料、金属材料、複合材料における、新材料開発、加工技術の高度化、材料の高性能・高機能化、異種材料接合などの研究を業界ニーズに合わせて行っています。また、各種材料や製品の試験や分析などにおいても積極的に企業を支援しています。

■ 環境技術研究部

「脱炭素」「カーボンニュートラル」に貢献する電池電極用炭素材料や炭素触媒材料、バイオ技術によるバイオマス由来材料、低環境負荷で高耐久性の無機材料の開発、環境浄化技術や画像情報処理技術を取り入れた快適空間や安全環境の実現など、多様な素材と技術のコラボで幅広く環境を改善する研究に取り組んでいます。

2. 業務内容

当研究所で実施している支援業務の内容は以下のとおりです。まずは、技術相談（無料）をご利用ください。お客様の課題をお伺いし、担当研究員が最適な支援業務メニューを提案します。

【ご利用にあたってのお願い】

- 当研究所の支援業務の利用には、利用者登録（利用者カード）が必要です。（P8 参照）
※ 利用者登録にあたっては、安全保障貿易管理制度に関する申告（P8 参照）と、支援業務利用約款に関する同意をお願いします（P10、P13～18 参照）。
- 技術相談で面談を希望される場合、または支援業務を申し込まれる場合は、あらかじめ日程等について担当研究員にご相談ください。



技術のお悩みごとの解決を支援します

2.1 技術相談（無料）

製品の開発・改良、製造プロセスや品質管理上の課題など、個別の技術的なご質問やご相談に対して、専門の研究員が無料で適切なアドバイスを行います。ご相談は、電話またはインターネットでお受けしています。インターネットの場合、ご連絡までに数日を要する場合がありますので、お急ぎの場合は電話でお問い合わせください。

本格的なご相談は、来所していただき、実際の試料などを見ながら面談形式で実施します。そのうえで、お客様の課題を解決するために、当研究所が提供できるサービスについてご提案いたします。

また、製造装置のトラブルなど、現地でなければ解決が難しい課題については、研究員が現地に出向き、アドバイスすることも可能です。

なお、当研究所で対応できない技術分野については、可能な限り他の支援機関をご紹介します。

2.2 依頼試験・オーダーメイド試験（有料・後払い）

お客様からのご依頼に基づき、お客様から提供された試料・原材料・部品・製品等の各種試験、分析、測定、加工などを当研究所の担当研究員が行います。

<依頼試験>

依頼試験では、あらかじめ定められた方法により試験、分析等を行います。依頼試験を実施する際には、事前にお客様と十分な情報交換を行い、精度の高い試験結果をご提供するように努めています。

<オーダーメイド試験> ※和泉センターのみで実施

オーダーメイド試験では、複数の依頼試験項目の分析、測定、加工等を組み合わせてお客様の課題の解決を図ります。

2.3 サポート研究（有料・月払いまたは一括払い） ※森之宮センターのみで実施

製品開発や技術改良、技術習得や技術移転など、お客様のご要望の内容について研究員と連携して一緒に課題解決に取り組めます。月ごとに計画見直しができる制度となっています。

<開発研究型>

新製品・新技術の開発、品質の向上・改良など、お客様のご要望に応じた研究開発を担当研究員が行います。お客様から派遣される技術者を受け入れ、担当研究員と共同で研究を行うこともできます。さらに研究成果を企業へ技術移転した後、製品化・実用化における課題解決や物性・性能評価等のための研究も実施します。このほか生産現場において問題解決に向けた技術指導も行います。（別途、職員派遣の申し込みが必要です。詳細はお問い合わせください。）

<試験分析型>

定型的な依頼試験では対応できないような特殊な試験または分析を行います。

<機器装置使用発展型>

材料や製品の性能評価・分析等に最適な試験・分析方法について、高度な操作技術を必要とする機器装置など種々の機器装置を活用しながら研究することにより、新機器や装置の新たな使用方法を確立します。

2.4 装置使用（有料・後払い）

当研究所が保有する装置・機器をお客様ご自身で使用して、材料・部品・製品等の各種試験、分析、測定、加工等を実施いただけます。装置の使用法の説明が必要な場合は、担当研究員が指導します（装置使用料に加え、指導調整料が必要となります）。

特に高度な技術・経験を必要とする装置・機器につきましては、装置使用ライセンス（許可書）を取得のうえ、ご利用いただける場合があります（※装置使用ライセンス制度。森之宮センターのみで実施）。手続き等詳細は研究員にお尋ねください。



研究を実施します

2.5 受託研究・共同研究（有料・前払い）

新技術・新製品開発や技術課題の解決・改善のための研究を、お客様からの委託に基づいて実施、またはお客様と共同で実施します。



企業の人材育成を支援します

2.6 レディメード研修（有料・後払い）

中小企業等の技術力向上や技術者の養成を支援するために、当研究所の研究員が講師を務め、講義、実習、実技による技術研修を行います。実施テーマや受講者募集の詳細は、当研究所のホームページに随時案内しています。利用案内のページ（<https://orist.jp/riyou-annai/>）をご確認ください。

2.7 オーダーメード研修（有料・前払い）

中小企業、事業者団体等の人材育成を目的として、お客様からのご要望に応じて研修内容や実施時期を企画し、当研究所の研究員が講師を務めて研修を実施します。教育訓練や新人研修などにもご活用ください。



技術情報を提供します

2.8 セミナー（無料、一部有料）

当研究所で得られた研究成果や技術ノウハウを普及するために、研究発表会、セミナー、技術講習会、ラボツアー等を開催しています。実施テーマや受講者募集の詳細は、当研究所のホームページに随時案内しています。大阪産業技術研究所 HP ホーム>イベント（<https://orist.jp/event.html>）をご確認ください。

2.9 図書室（閲覧無料、複写有料） ※和泉センターのみに設置

和泉センター図書室では、工業技術に関する図書の閲覧や文献複写を行っています。



産業振興を目的とした会合などに利用できます

2.10 施設使用（有料・前払い）

産業振興を目的とする使用に対して、当研究所の講堂、会議室、研修室等をお貸しいたします。講演会や講習会の会場としてもご利用ください。



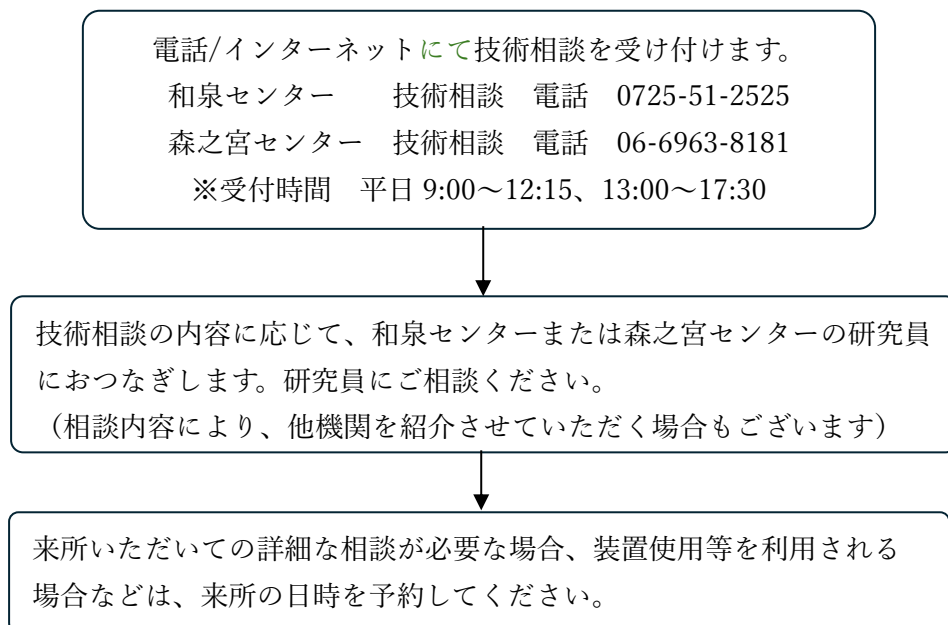
創業・新事業・スタートアップを技術で支援します

2.11 開放研究室・創業支援研究室

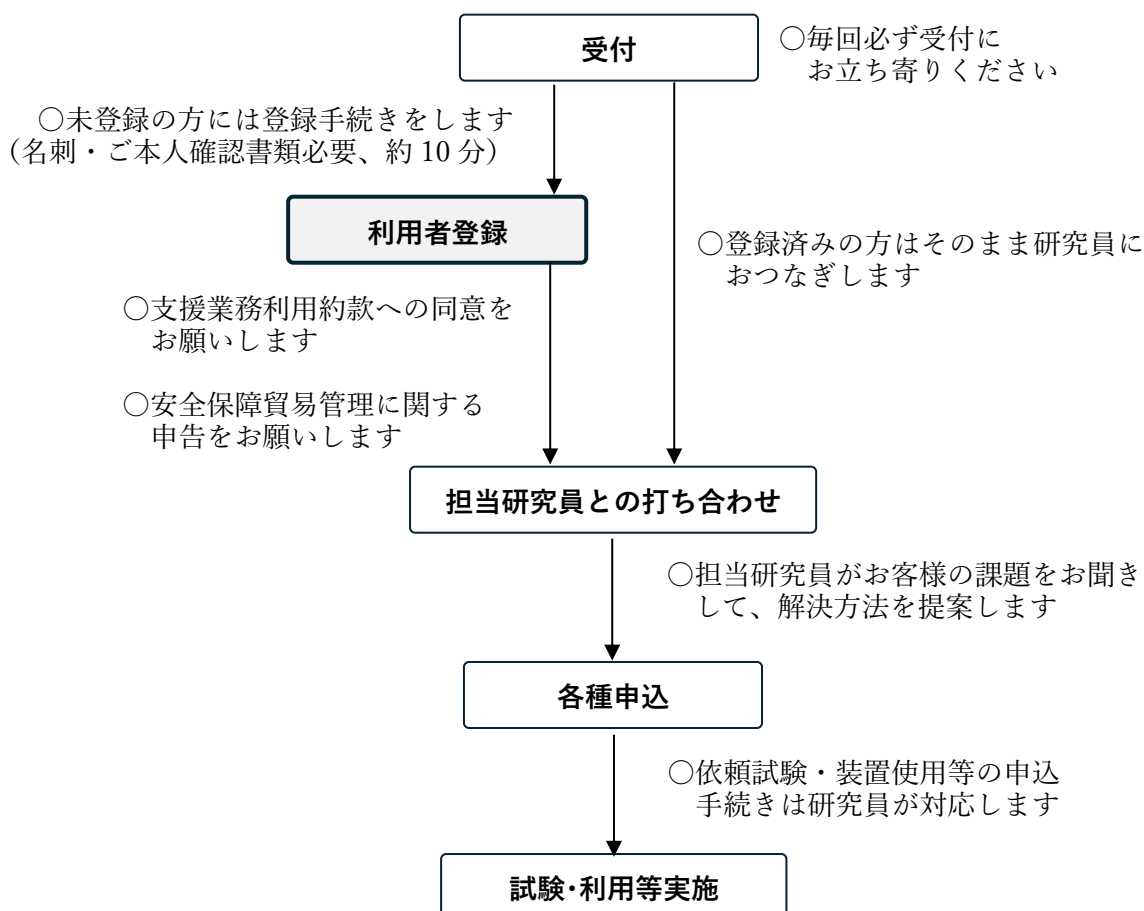
中小企業・スタートアップ等が当研究所内に設置した研究室に入居し、研究開発に取り組んでいただくことができます。

3. 利用のながれ

■技術相談の手順



■来所時手続き（和泉センター／森之宮センター） ※ 必ず予約したセンターにお越しください



4. 利用者登録（新規／更新）および利用者カード

当研究所の利用には利用者登録が必要となりますので、未登録の方は以下の方法でご登録ください。来所の際は、受付で利用者カードのご提示をお願いします。

- ・利用者カードは、両センター（和泉・森之宮）共通でご利用いただけます。
- ・新規登録または最後の更新から3年が経過しましたら、利用者登録の更新手続きが必要です。

■ 利用者登録（新規／更新）の手順

<手続きに必要なもの>

- ① 利用者登録／更新申込書（受付に備え付けています。）
- ② お名刺（会社名、所属、連絡先等が記載されているお名刺）
- ③ ご本人確認書類（運転免許証、社員証（写真付）、マイナカード等） 利用者カード（見本）



利用者カードの作成は無料です。来所された際に受付で登録手続きをお申し出ください。①の申込書にご記入いただき、②をご提出、③をご提示いただきましたら、その場で利用者カードを発行いたします（所要時間：約10分）。なお、メールでも登録を受け付けます。

利用者カードは当研究所の利用証ですので、大切に保管・管理してください。

■ 利用者カードを紛失された場合

万一利用者カードを紛失された場合は、受付までご連絡ください。

■ 登録内容に変更があった場合

登録内容（会社住所、所属、連絡先、安全保障貿易管理に関する申告内容等）に変更があった場合は、次回来所の際にお名刺とご本人確認書類をご持参のうえ、総合受付にお申し出ください。

5. 安全保障貿易管理に関する申告

外国為替及び外国貿易法等関係法令に基づく安全保障貿易管理制度上、当研究所の業務である技術相談、依頼試験、装置使用、研修等は技術の提供に該当し、「非居住者」または「特定類型該当者」に対して当研究所がこれらの提供を行う際には、経済産業大臣の許可が必要な場合があります。このため、当研究所の利用者登録（更新）手続時または来所受付時に、「居住者／非居住者」「特定類型該当者」の申告を行っていただきます。

安全保障貿易管理制度に基づく「居住者／非居住者」「特定類型該当者」の分類等については、次ページを参照ください。

<居住者／非居住者>

	居住者	非居住者
日本人	① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者	① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人	① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入国後6月以上経過している者	① 外国に居住する者 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人 (ただし、外国において任命又は雇用された者に限る)
法人等	① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 日本の在外公館	① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

<特定類型該当者>

※居住者（自然人）であるが、非居住者の影響を強く受けている状態にある者で下記に該当する者

特定類型該当者
① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。） （イ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合 （ロ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合 例 ●外国企業と兼業している日本企業の従業員 ●外国企業の取締役等に就任している日本企業の取締役等又は従業員 など (ただし、外資系の日本法人は、外国企業ではありません) ②外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者 例 ●外国政府等から経済的な支援を受けている従業員 ●外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受けたが返済を免除され、債務履行請求権の不行使という利益を現に得ている従業員 など ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者 例 ●外国政府からの指示で日本のある調査を依頼されている従業員 など

6. 支援業務利用約款

当研究所では、下記の支援業務をご利用の際の各種手続きやお客様に遵守していただきたい基本的な事項に関する「支援業務利用約款」を定めています。当研究所をご利用いただく前に、巻末 P13～P18 の「支援業務利用約款」の内容をご確認ください。なお、当研究所の利用者登録（新規／更新）手続などの際に、「支援業務利用約款」に同意いただきます。

<支援業務利用約款 対象業務>

(1)技術相談、(2)依頼試験・オーダーメイド試験、(3)装置使用、(4)サポート研究、(5)レディメイド研修、(6)オーダーメイド研修、(7)セミナー、(8)施設使用、(9)図書室

7. 利用料金・支払い方法

技術相談は無料です。依頼試験・オーダーメイド試験、サポート研究、装置使用、受託研究・共同研究、レディメイド研修、オーダーメイド研修、施設使用、文献複写、開放研究室は有料です。料金の詳細については、別冊「和泉センター料金表」「森之宮センター料金表」をご覧ください。

<支払い方法>

請求書に記載の指定の期日までに銀行振込、または会計窓口にて現金でお支払いください。銀行振込の場合、振込手数料はお客様の負担となります。また、当研究所の手数料・使用料等の金額は、すべて消費税等を含んでいます。

<関西広域連合外の手数料・使用料の割増>

関西広域連合（大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県）外の地域の企業が、依頼試験、装置使用等以外の支援メニューを利用される場合、手数料・使用料が割増となります。ただし、申込者の住所（所在地）が関西広域連合外であっても、関西広域連合内に事業所（支店、営業所、工場等）がある場合は、そのことが分かる書類を添付していただければ、関西広域連合内料金を適用します。申込時に書類を添えてお申し出いただけない場合は、後日の関西広域連合内料金適用への変更・差額のご返金には応じられません。なお、手数料・使用料の割増は、職員派遣に伴う旅費、森之宮センターの講堂・会議室の冷暖房費を除きます。

<中小企業適用料金>

中小企業が、オーダーメイド試験、サポート研究を利用する場合は、中小企業料金を適用します。中小企業の範囲については、下表のとおりです。

業種	企業規模
製造業・建設業・運輸業等	資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下又は従業員数 100 人以下
サービス業	資本金 5,000 万円以下又は従業員数 100 人以下
小売業	資本金 5,000 万円以下又は従業員数 50 人以下

（中小企業基本法第 2 条第 1 項による）

8. 利用にあたっての注意事項

■ 依頼試験・オーダーメイド試験

1. 試験途中で試験目的や試料の材質・性状等が不適切であることが判明した場合には、試験を中止させていただきます。
2. 停電や装置の故障等により試験が実施できなくなった場合には、復旧後速やかに試験を実施いたしますが、故障の状況によっては試験を中止させていただきます。
3. 試験の中止や遅延によるお客様の損害(試料のき損などを含む)については、賠償いたしかねます。
4. 提出された試料は、業務完了後に残余があるときには、利用者が責任を持って引き取ってください。
5. 試験の報告書には、利用者登録された会社名・住所を記載して、申し込みを行った利用者に交付します。
6. 試験の結果を、当研究所名義とともに印刷物やインターネット等の電子媒体に掲載して広告しようとする場合は、事前に名義使用の承認申請書を提出し当研究所の承認を受ける必要があります。

■ 装置使用

1. 装置の使用にあたっては、あらかじめ希望される装置、使用日時、使用料等について、担当職員と十分に打合せを行ったのちにお申込みください。
2. やむを得ない事情により、使用日、使用時間の延期または変更をお願いすることがあります。
3. 装置の使用は、申し込みを行った利用者とし、使用権の譲渡及び装置等の変更を禁止します。
4. 装置の使用中は、担当職員の指示に従ってください。
5. 利用者は、装置の異常に気づいたときは速やかに担当職員に届け出て、職員の指示に従ってください。
6. 利用者が、故意または過失により装置その他の物件をき損または滅失したときは、これを原状に復しその損害を賠償していただきます。また、その使用する場所において生じた事故についても利用者に責任を負っていただきます。
7. 停電や故障等により装置が利用できなくなった場合、使用できなかった時間分の料金は徴収いたしません。が、使用者の損害(試料のき損などを含む)については賠償いたしかねます。
8. 装置使用により得られたデータ及び内容について、当研究所名義とともに印刷物やインターネット等の電子媒体に掲載して広告することを禁止します。

< X線を発生する装置 >

- X線を発生する装置の使用を希望される場合、事前に担当研究員までご相談ください。

<ライセンス装置> ※森之宮センターのみで実施

ライセンス装置の使用申込について装置の使用にあたり、特に高度な技術・経験を必要とするものについては、装置使用ライセンス制度を導入しています。

○ライセンス装置の使用技術の習得

初めてライセンス装置の利用を希望される場合または更に高度な利用を希望される場合は、担当研究員と面談のうえ、所定の申込用紙（技術指導申込書）に必要事項を記入し、担当研究員にお渡しください。担当研究員の技術指導により、ライセンス装置の使用技術を習得していただきます。技術指導終了後、担当研究員が技術指導申込書に指導時間・指導料金・技術習得レベル等を記入しますので、窓口で手続きのうえ、指導料金をお支払いください。なお、指導料金は、指導時間が最初の 30 分までを基本料金（2,500 円）とし、それ以上は 30 分を超える毎に 2,500 円を加算いたします。

○装置使用ライセンス（許可書）の発行

すでにライセンス装置を自立使用する十分な技量をお持ちの場合は、所定の申込用紙（装置使用ライセンス申請書及び誓約書）に必要事項を記入し、担当研究員にお渡しいただきますと、担当研究員が技術レベルの確認事項等を記入いたしますので、その申込用紙を窓口にご提出ください。発行いたします装置使用ライセンス（許可書）の有効期間は 1 年です。有効期限を超えた方がライセンス装置を再度利用したい場合は、再度の技術指導の必要性の判断も含めて担当者にご相談ください。

○ライセンス装置の使用申込

装置使用ライセンス（許可書）をお持ちの方が当該ライセンス装置を利用される場合、事前に担当研究員と使用日時等を打合せした後、担当研究員が必要事項をシステム入力して印刷した申込用紙（装置使用申込書）を確認し、記名のうえ申し込んでください。

■ 依頼試験、装置使用、サポート研究にかかる試料等の取扱いについて

依頼試験等の受付職員、担当研究員は、確認のため、お客様に対して試料等に関する情報（組織・来歴等）について質問させていただくことがありますので、ご協力お願いいたします。

下記に該当する試料等の取扱いはできません。

1. 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」で定める核原料物質、核燃料物質及びそれを含む試料等
2. 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定める放射性同位元素等及びそれを含む試料等
3. 「地方独立行政法人大阪産業技術研究所生物実験・組換えDNA実験実施規程」で定める生物等の試料等
4. 「特定化学物質障害予防規則」、「石綿障害予防規則」、その他「労働安全衛生法」で定める事項を遵守できない試料等
5. 事故、汚染、損傷等により研究所の施設、装置等に損害を与えるなど業務運営に支障を与える試料等
6. その他法令に違反し、又は労働安全上、環境保全上、業務運営上の問題が生じる試料等

（「地方独立行政法人大阪産業技術研究所試料等取扱規程」による）

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 支援業務利用約款

(目的)

第1条 本約款は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「大阪技術研」という。）の支援業務に関する、利用者と大阪技術研との基本的な合意事項を定めるものです。

(支援業務)

第2条 本約款で対象とする支援業務は、次の各号のとおりとします。

(1) 技術相談

利用者からの技術相談を来所・電話・インターネット等で受ける業務

(2) 依頼試験・オーダーメイド試験

利用者からの依頼に基づき、材料・部品・製品等の各種試験、分析、測定、加工等を行う業務

(3) 装置使用

利用者に、材料・部品・製品等の各種試験、分析、測定、加工等に必要な装置を使用させる業務

(4) サポート研究

利用者の要望に応じ、一般的な依頼試験や装置使用等では解決できない課題等について、研究により支援を行う業務

(5) レディメイド研修

大阪技術研が企画したテーマで、講義、実習、実技等により人材を育成する業務

(6) オーダーメイド研修

利用者の要望に対応したテーマで、講義、実習、実技等により人材を育成する業務

(7) セミナー

大阪技術研で得られた研究成果や技術ノウハウを利用者に普及するために、研究発表会、セミナー、講習会、ラボツアー等を開催する業務

(8) 施設使用

産業の支援を目的とする使用に対して、大阪技術研内にある講堂、研修室、会議室等を貸し出す業務

(9) 図書室

工業技術に関する図書の閲覧や文献複写に関する業務

(支援サービスの範囲)

第3条 大阪技術研は、前条の支援業務について、支援業務ごとに定める範囲のサービスを提供します。

(用語の定義)

第4条 本約款に用いる用語を、次の各号のとおり定義します。

(1) 利用者 第7条に定める利用資格を有し、大阪技術研に対し、第2条に定める支援業務の利用の申込み又は利用に関する相談を行った法人、個人事業主又は創業を予

定している個人

(2) 第三者 利用者又は大阪技術研に所属する役職員（監事を除く。）以外の者

(3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業（中小企業者）に該当する法人又は個人事業主

(4) 通信機器 電話、電子メール、WEBサイト、FAX等支援業務の申込みに利用できる機器等

(5) 機密情報 利用者から口頭、書面若しくは電子データにより開示又は提供された物品等及び当該物品等に関する技術情報並びに支援業務実施にあたり知り得た利用者の営業上、技術上の情報

(6) 外部専門家 大阪技術研が委嘱、業務委託する技術的知見を有する者であって、大阪技術研に所属しない者

(7) 申込書 大阪技術研が提供する技術支援の範囲を提示し、また利用者が本約款を含む各条件に同意することを示す書類で支援業務ごとに定めるもの

(8) 料金等 支援業務の利用に際して利用者が負担する料金（手数料、使用料、利用料又は受講料等）又は受託料

(9) 請求書 利用者が支援業務を利用する上で、大阪技術研が利用者に対して請求する料金等を記載した書類

(10) 領収書 大阪技術研が、利用者から料金等を受領したことを証明する書類

(11) 提出物 支援業務の利用に必要な、利用者の製品、部品、材料等及びそれらを機器等に固定する治具、その他資料、データ等利用者から大阪技術研へ提出いただく物品等

(12) 成果物 支援業務実施の結果を報告するための書類等で、支援業務ごとに定めるもの

(13) 成果物関連資料 成果物の一部ではないが成果物に関連して提供する資料文書

(14) 終了 成果物を発行する支援業務においては成果物を発行すること。成果物の発行によらず役務の提供を行う支援業務においては役務の提供を完了すること。

(15) 履行 成果物を発行する支援業務においては成果物を利用者に手交又は送付すること。成果物の発行によらず役務の提供を行う支援業務においては終了と同じ。

(16) 履行日 支援業務を履行した日

(17) 関西広域連合に加盟する府県 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県及び大阪府

(18) 利用者登録 利用者が大阪技術研を利用するために利用者情報を登録する手続き

(約款の変更)

第5条 大阪技術研は、本約款を随時変更ができるものとします。

2 大阪技術研は、約款の変更前に変更の旨の掲示を行うものとします。

3 変更後の約款は、変更日以降に締結された契約に対して適用されます。

4 利用者は、大阪技術研が変更した約款に同意し、従うものとします。これに従わない場合は、大阪技術研は、支援

業務の契約を解除できるものとします。

(設備機器の更新)

第6条 大阪技術研は、設備機器の仕様を随時変更ができるものとします。

(利用資格)

第7条 大阪技術研は、次の各号に該当する者に支援業務の申込み及び利用を認めます。

- (1) 日本の法務局に登録されている法人、又は日本居住者（日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者）で安全保障貿易管理制度に関する特定類型に該当しない者
- (2) 前号に定める以外の者（非居住者又は特定類型該当者）であって、大阪技術研の関係規程に基づき所定の手続きを経た上で、承認を得た法人又は個人
- 2 大阪技術研は、前項に該当する者であっても、次の各号の一に該当する場合は、支援業務の申込み及び利用を認めません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - (2) 前号に定める者以外で、大阪技術研が公序良俗に反すると認めた者
 - (3) 大阪技術研により利用停止の措置を受けている者
 - (4) 大阪技術研の役職員に対して暴行、暴言、誹謗中傷等を行う者
 - (5) 米国商務省のエンティティリストに掲載されている者及び当該掲載者に所属する個人
- 3 利用者は、大阪技術研の要請があった場合、第1項に該当すること又は第2項に該当しないことを確認できる定款等の書類を提出するものとします。
- 4 前項までの他、必要に応じて支援業務ごとに利用資格を定める場合があります。

(申込み方法)

- 第8条 利用者が支援業務を利用する際は、原則として利用者が署名又は記名を行った申込書の提出により申込みを行うものとします。
- 2 前項にかかわらず、支援業務ごとに申込み方法の定めがある場合は、その方法により申込みを行うものとします。
 - 3 大阪技術研は、原則として前項までに定めた以外の方法による申込みを受け付けません。
 - 4 利用者は、本約款に合意したうえで申込みを行うものとします。
 - 5 大阪技術研は、利用者の利用者登録又は申込みをもって利用者が本約款及び支援業務の内容に合意したものとみなします。
 - 6 請求書、領収書や成果物の宛名又は名義は、原則として利用者に限ります。

(契約の成立時期)

第9条 申込書により申込みを行う支援業務については、利用者から提出された申込書を大阪技術研が受領した時点を契約の成立時期とします。

2 前項以外の支援業務の契約成立時期は、支援業務ごとに定めます。

(契約の拒否)

第10条 大阪技術研は、利用者が次の各号の一に該当することが判明した場合は、支援業務の申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) 申込書の内容が、故意又は過失の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合
 - ア) 他人名義や架空名義の利用が認められる場合
 - イ) 虚偽記載、誤記等の事実と異なる記載がある場合
 - ウ) その他、申込内容に不備がある場合
- (2) 利用者が、以下のいずれかに該当するような、国内法令等に抵触する技術開発・製造・販売・成果物の取得を目的として支援業務を利用しようとする場合又は使用されるおそれがある場合
 - ア) 武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等
 - イ) 著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害するおそれがあると認められる技術・物品・データ等
 - ウ) 公序良俗に反する技術・物品・データ等
 - エ) 暴力団等の利益になると認められる、又は利益になるおそれがある技術・物品・データ等
- (3) 試験・分析の対象が、以下のいずれかに該当するような、試験・分析を行うことが適切でないと認められるものである場合
 - ア) 公的機関等により取引に注意が促されている材料や商材
 - イ) 効能に科学的な疑義が呈されている材料や商材
 - ウ) 不当な手段で入手した材料や商材
 - エ) 他社製品の模倣が目的であると判断される商材
- (4) 利用者が支援業務を利用するにあたり、その支援業務に限らず、大阪技術研に支払うべき料金等を滞納している場合、又は過去に滞納したことがある場合
- (5) 利用者が支援業務を利用するにあたり、その支援業務に限らず、過去に大阪技術研から中止措置、契約解除、利用停止を受けたことがある場合
- (6) 申込みの時点で、利用者が大阪技術研に対し通信機器により予約を含む利用の申込みを行った後に、利用者の責に帰すべき事由による予約若しくは利用の解除が行われている場合
- (7) 利用者からの提出物が人体や環境等に悪影響を及ぼすものの、又は大阪技術研が人体や環境等に悪影響を及ぼすものと判断した場合
- (8) 相手方の同意・協力を必要とする試験・研究、個人情報

報の取扱いの配慮を必要とする試験・研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする試験・研究等で、指針・法令等に基づく手続が済んでいない場合

(9) 大阪技術研が支援業務を安全かつ適切に実施するために必要とし、提供を求める情報及び資料について、直ちに開示・提供しない、又は直ちに開示・提供することができない場合

(10) 人員や機器等の確保、及び、大阪技術研が対応していない技術分野等の理由により、依頼内容等に対応した支援業務の提供が困難であると大阪技術研が判断した場合

(11) 支援業務を行うことで、次の可能性があるとは判断される場合

- ア) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- イ) 建物又は機器類、装置類を損傷するおそれがあるとき
- ウ) 施設の管理上支障があるとき

(12) 個人の趣味や消費者相談等地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款第1条に規定する産業技術以外の目的の申込みであると大阪技術研が判断した場合

2 前項に該当しない場合でも、大阪技術研は承諾の義務を負いません。

(権利譲渡の禁止)

第11条 大阪技術研は、支援業務の契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分を行うことを禁止します。

(料金等)

第12条 支援業務の料金は、別途、大阪技術研の定めるところによります。

2 利用者の住所(所在地)が関西広域連合外の場合は、料金等の一部が3割増となります。ただし、関西広域連合に加盟する府県に事業所がある場合、そのことがわかる書類等を提示すれば、関西広域連合に加盟する府県向けの料金等を適用します。

3 利用者には原則として一般向けの料金等を請求します。ただし、一部の支援業務について、中小企業に該当する場合は、中小企業向けの料金等を請求します。

4 利用者には見積書及び納品書の発行は行いません。

5 その他、料金等に関して支援業務ごとの定めが必要な場合は、支援業務ごとに個別に定めます。

(料金等の支払い)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかにより料金等を支払うものとします。

- (1) 大阪技術研が指定する銀行口座への振込み
- (2) 現金支払い

2 前項に係る振込手数料等の費用が発生する場合は、利用者の負担とします。

3 料金等の支払期日は、請求書記載の期日(原則、請求書発行日の翌月末)とします。

(利用時間)

第14条 支援業務の利用時間は、原則として大阪技術研の業務実施日の9時から17時30分までのうち、12時15分から13時までの昼休み時間を除いた時間とします。

2 前項にかかわらず、支援業務ごとに利用時間の定めがある場合は、それに従います。

(秘密保持等)

第15条 大阪技術研は、支援業務について原則として秘密保持契約の締結を行いません。

2 大阪技術研は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第56条2項において準用する同法第50条の規定により、機密情報について利用者の書面による事前同意なしには、これらを当該支援業務の実施以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩しません。ただし、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

(1) 利用者から提供又は開示を受ける前に、既に大阪技術研が所有又は取得していたもの

(2) 利用者から提供又は開示を受ける前に、印刷物等で既に公知となっていたもの

(3) 利用者から提供又は開示を受けた後、大阪技術研の責によらず公知となったもの

(4) 利用者から提供又は開示を受けた後、大阪技術研が利用者に対する秘密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したもの

(5) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの

(6) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの

3 大阪技術研は、前項第5号の開示又は第6号の通知・通報(以下、本条において「開示等」という。)を、次の各号に示すとおりに実施します。

(1) 法令又は公的機関からの要請において、通知を行わないように求められた場合を除き、開示等の要求等をすべき事実及び開示等を予定している内容を利用者に対して通知すること

(2) 適法に開示等を要求された部分に限り開示すること

4 第2項の規定による開示等を行ったこと又は行わなかったことにより利用者が発生する損害について、大阪技術研は一切の責任を負いません。前項の規定により利用者に対して通知を行わなかったことについても同様とします。

5 大阪技術研は、第2項を含めて地方独立行政法人大阪産業技術研究所個人情報の取扱及び管理に関する規程(平成29年規程第91号)を遵守します。

(大阪技術研の責務)

第16条 大阪技術研は、善良なる管理者の注意をもって支援業務の契約内容を実施します。

2 第2条で定められた支援業務を、第3条で定めた範囲で実施します。

(利用者の責務)

- 第17条 利用者は、本約款を遵守するものとします。また、利用者は、利用者が利用する支援業務に関与する者（利用者の従業員、派遣社員、学生等。以下、この条において同じ。）に対しても、本約款を遵守させるものとし、これらの者による違反行為等の責任を負うものとします。
- 2 利用者は、支援業務の申込みにおいて虚偽記載、記載不備及び誤記のない申込書を提出するものとします。
- 3 申込書の提出の遅延、又は利用者による虚偽記載、記載不備及び誤記により生じる支援業務の実施の遅延、成果物等の誤記又は成果物等の発行の遅延について、大阪技術研は一切の責任を負いません。
- 4 利用者は、大阪技術研への提出書類等は、日本語で作成するものとします。
- 5 利用者は、設備機器及び装置等を操作するときは大阪技術研の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 6 利用者、又は利用者が利用する支援業務に関与する者の故意又は過失により設備機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生し、大阪技術研又は第三者に損害が生じた場合、その賠償の責任は利用者が負うものとします。
- 7 利用者は、契約の実施にあたり必要な提出物を、決められた期限までに利用者の責任と費用により、大阪技術研の指定する場所に提出するものとします。
- 8 利用者は、大阪技術研が契約実施継続のために必要な提出物の提出を請求した場合、速やかに応じるものとします。
- 9 利用者は、大阪技術研から支援業務の目的、方法、内容及び提出物の内容等について説明を求められた場合、これに応じなければならないものとします。
- 10 利用者、又は利用者が利用する支援業務に関与する者は支援業務を利用中又は利用後、支援業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また支援業務の利用以外の目的に使用してはならないものとします。

(内容の変更)

- 第18条 大阪技術研と利用者の双方の協議・合意により、合理的な範囲において、支援業務の申込内容等を変更又は中止をすることができるものとします。ただし、支援業務ごとに定めのある場合は、その定めに従います。
- 2 前項の規定にかかわらず、大阪技術研は変更又は中止について、承諾の義務を負いません。
- 3 利用者が申込内容等の変更を希望する場合、直ちにその旨を大阪技術研に通知するものとします。ただし、大阪技術研の承諾がなければ申込内容等の変更又は中止をすることができません。
- 4 大阪技術研は、すでに着手した部分については原則として申込内容の変更又は中止を行いません。
- 5 大阪技術研の都合により実施内容の変更又は中止をする場合、利用者に対して通知するものとします。
- 6 第4項にかかわらず、大阪技術研の都合により変更又は中止をする場合は、すでに着手した部分についても申込内容の変更又は中止を行うことができるものとします。
- 7 申込内容等の変更により料金等に変更が生じる場合は、

利用者は変更後の料金等を支払うものとします。

(大阪技術研の解除権)

- 第19条 大阪技術研は、次の各号の一に該当するときは、支援業務が実施中であっても、直ちに支援業務の実施を中断・中止し、その契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (1) 利用者が大阪技術研に支払うべき料金等の支払いを遅滞した場合
- (2) 利用者が法令又は本約款に違反したことが認められた場合
- (3) 利用者又は支援内容が、第10条の各号の一に該当することが判明した場合
- (4) 利用者の責に帰すべき事由により、支援業務を実施又は継続できない場合、又は他の利用者が支援業務の利用ができなくなった場合
- (5) 前各号のほか、利用者の責に帰すべき事由により、その契約を維持することが困難であると大阪技術研が判断した場合
- 2 前項の措置を行う場合、大阪技術研は、利用者に書面をもってその理由を通知することがあります。
- 3 大阪技術研は、第1項の措置を行う場合、当該支援業務に係る料金等が既に支払われているときには、これを返金しません。また、当該料金等が支払われていないときは、これの支払いを利用者に請求できるものとします。
- 4 大阪技術研は、第1項の措置を行う場合、前項に定めるもののほか、大阪技術研が受けた損害について、その賠償を利用者に請求できるものとします。
- 5 大阪技術研は、第1項の措置を行うことにより利用者が受ける損害について、一切の責任を負いません。
- 6 大阪技術研は、第1項の措置を行うにあたり、その事由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとします。

(提出物の返却)

- 第20条 大阪技術研は、利用者が支援業務の利用にあたり提出された提出物は、原則として、支援業務の終了後に利用者に返却します。提出物の返却に要する費用は利用者の負担とします。ただし、提出物の性質上返却できないものは返却しません。
- 2 大阪技術研は、前項の規定による提出物の返却にあたり、宅配業者等による輸送が原因で発生した破損、毀損、汚損について、一切の責任を負いません。また、支援業務の利用に際して利用者から提出される提出物についても同様に、一切の責任を負いません。

(記録の保管)

- 第21条 大阪技術研は、成果物の発行を伴う支援業務では、成果物の原本を、別段の定めのない限り、発行後5年間保管します。

(成果物の再発行・謄本の発行)

- 第22条 大阪技術研は、成果物の再発行を行いません。

2 支援業務ごとに定めのある場合は、謄本を発行することができます。

(撮影・録音の禁止)

第23条 支援業務について、利用者による大阪技術研敷地内、館内、その他支援業務実施場所、及びWeb相談での撮影及び録音は、禁止の掲示の有無にかかわらず禁止します。

2 前項にかかわらず、大阪技術研の許可を受けた場合は、その許可を受けた範囲内で撮影及び録音ができるものとします。

3 前項により許可を受けた場合でも、利用者は撮影又は録音に際し、次の各号を遵守するものとします。

(1) 安全確保等に必要な職員の指示

(2) 職員、施設・設備、他の利用者等周囲への配慮(職員及び他の利用者等の肖像権等への配慮を含む)

4 利用者が第2項で定めた範囲を超えた録音又は撮影を行った場合、又は前項に違反したと大阪技術研が判断した場合、大阪技術研は支援業務を中断・中止し、契約を解除できるものとします。

5 利用者が第2項で定めた範囲を超えた録音又は撮影を行った場合、又は第3項に違反したと大阪技術研が判断した場合、大阪技術研は、写真、動画、音声等を記録・保存した媒体等を全て没収し、破棄できるものとします。また、大阪技術研は当該措置によって生じた損害について、一切の責任を負いません。

6 大阪技術研は、大阪技術研敷地内及び館内等で撮影された写真、動画、音声等を許可なく第三者に開示又は公にすることを禁止し、写真、動画、音声等の一切の利用行為の差し止めを請求できるものとします。

7 本条の違反により、大阪技術研又は第三者に生じた損害について、大阪技術研は利用者によるその損害の賠償を請求できるものとします。

(知的財産権)

第24条 次の各号に定める知的財産権は、全て大阪技術研又は外部専門家に帰属するものとします。

(1) 支援業務を実施する際に大阪技術研又は外部専門家が配布した資料、著作物、講習・実習内容

(2) 成果物及び成果物関連資料に記載された仕様、手順、工程及び技法、技術等の内容

(3) 大阪技術研が開発・考案した物質、サンプル、技法、測定法、治具等

(4) 大阪技術研が作成した操作マニュアル、図面、イラスト等をはじめとする成果物及び成果物関連資料の著作権

2 前項について、利用者から提供を受けたもので、利用者が知的財産権を有するもの、及び公知のものは除外します。

3 大阪技術研は、著作権法(昭和45年法律第48号)第32条第1項で規定されるものを除き、第1項に定めた大阪技術研又は外部専門家に帰属する知的財産権を、利用者が大阪技術研に無断で複製、転載、転用、引用、利用等することを禁止します。

4 サポート研究により生じた発明、営業秘密、意匠その他の知的財産は、利用者及び大阪技術研に帰属するものとし、利用者には大阪技術研との間で、知的財産の取扱いに関する契約を締結します。特許出願等をする場合は、利用者及び大阪技術研が共同で出願することとし、出願及び維持に伴う費用は利用者の負担とします。

(結果利用の制限)

第25条 利用者は依頼試験、オーダーメイド試験、装置使用により得られた結果について、大阪技術研の許諾を得ずに利用できないものとします。

2 大阪技術研は、成果物又は成果物関連資料のうち、第24条で示した大阪技術研又は外部専門家に帰属する知的財産権の範囲に含まれるものについて以下の利用を禁止します。

(1) 第24条第1項第1号から第4号に示されたものの利用者の営利目的での利用

(2) 成果物又は成果物関連資料の一部若しくは全部を複製しての利用

(3) 技術セミナー等で配布した資料の一部若しくは全部の引用

3 利用者は、成果物又は成果物関連資料のうち、第24条で示した大阪技術研又は外部専門家に帰属する知的財産権の範囲に含まれるものについて、前項で指定したものを除き、事前に大阪技術研に書面にて申請を行ったうえ大阪技術研から許諾された利用範囲及び期限に限り利用できるものとします。

4 利用者は、大阪技術研の有する機器のうち、校正機関による定期的な校正を受けている機器の校正証明書を、校正機関の許諾がある場合に限り複製して利用できるものとします。

5 第2項及び第3項について、利用者が特定し、制限できる範囲での提示と、利用者が特定し、制限できる範囲での提示を目的とした使用はできるものとします。

6 前項について、利用者が特定し、制限できない範囲に漏洩した場合は、利用者が責任を負うものとします。

(名義使用)

第26条 利用者は、支援業務で得られた結果を、利用者が作成する広告物、商品カタログ、その他第三者に提示する媒体(紙面によるもののほか、Webサイト、ブログ、SNS等を含む。以下、「広報物」という。)に掲載する場合、大阪技術研の名義その他大阪技術研を示す名称、呼称、ロゴマークその他の標章等を使用できません。

2 前項にかかわらず、大阪技術研は、利用者から名義使用(広告物等)の承認申請書により、成果物に記載された結果の利用に大阪技術研の名義を利用したい旨の申請があった場合は、名義の使用を承諾することができるものとします。

3 大阪技術研は、前項の申請に対して、名義使用を承認する場合は名義使用(広告物等)の承認について(通知)を、承認しない場合は名義使用(広告物等)の不承認について(通知)を利用者に対して発行します。

- 4 前項で名義使用を承諾できる支援業務は、支援業務ごとに定めます。
- 5 第2項の申請をできる期間は、成果物の発行日から5年以内とします。
- 6 名義使用が承諾された場合、承認期間は名義使用承認日から5年以内とします。
- 7 名義使用は、大阪技術研が申込書及び承諾書に基づいて実施した試験等の結果（依頼品名、実施条件等を含む）に対してのみ認め、大阪技術研が行った試験等の結果に対する考察及びコメント等（試験結果から得られる推測、仮定、推論等）に対しては認めません。
- 8 名義使用する広報物の前後又は全体から、大阪技術研が次のいずれかに該当すると判断した場合は名義使用を認めません。
 - （1）市民や消費者等の第三者に誤解を与えるような試験データの過大評価又は法人が発行した成果物により妥当でないと判断される表現をしようとする場合
 - （2）製品全体の効果・効能等に関して、「大阪産業技術研究所が実証、認証」等の表現をしようとする場合
 - （3）その他、大阪技術研が試験等の結果の掲載が不適切であると判断する場合
- 9 前項に該当しない場合でも、必ず名義使用を認めることを保証するものではありません。

（賠償等の請求）

- 第27条 大阪技術研は、利用者が第24条、第25条又は第26条に違反したと認められる場合、利用者に対して支援業務の提供を中止するとともに、違反した状態の解消、違反した物品等の回収、訂正広告等の掲載及び損害の賠償を求めることができるものとします。
- 2 大阪技術研は、利用者が許諾を与えた第三者が、第24条、第25条又は第26条に違反したと認められる場合、第三者に代わり、利用者が違反した状態の解消、違反した物の回収、訂正広告等の掲載及び損害の賠償を行うことを求めることができるものとします。

（免責）

- 第28条 大阪技術研の責に帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、支援業務の実施にあたり生じた利用者及び第三者の怪我等の事故、損失及び損害については、大阪技術研は一切の責任を負いません。
- 2 大阪技術研は次の各号の一に該当する場合、製造物責任法（平成6年法律第85号）上の責任を含め、利用者に対して一切の責任を負いません。
 - （1）設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合
 - （2）修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、契約不適合の責任が生じる場合
- 3 大阪技術研は、利用者が支援業務により得られた助言・情報・成果物及び成果物関連資料を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 4 大阪技術研は、支援業務の実施について、実施内容の妥当性、最新性、確実性、有効性、有用性及びその他利用者の

の目的への合致を保証しません。

- 5 大阪技術研は、支援業務の実施の結果又はその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、又はその他の知的財産権等を侵害しないことを保証しません。
- 6 大阪技術研は、利用者の責に帰すべき事由により、支援業務の実施の遅延、成果物の過誤、利用者の利用の中止・中断等が生じた場合、一切の責任を負いません。
- 7 第2項にかかわらず、大阪技術研は、支援業務の実施内容に重大な過誤があり、かつ当該過誤について大阪技術研に故意又は重大な過失が認められる場合には、利用者と協議のうえ次の各号の一により対応するものとします。ただし、支援業務の実施日における標準的な技術から予見困難な内容は、重大な過誤には含まれません。
 - （1）大阪技術研の費用負担による、当該支援業務の契約内容の再実施
 - （2）利用者が支払った料金の総額を限度額とした、利用者が被った損害の賠償
- 8 前項の請求は、支援業務の終了日から1年以内に行わなければならないものとします。

（不可抗力）

第29条 大阪技術研は、天災地変、社会インフラ（公共交通機関、通信ネットワーク網等）の事故、外部専門家の事故・急病、その他の大阪技術研の責に帰することができない事由により契約の履行が困難な場合、利用者との協議又は大阪技術研の判断により契約を変更又は解除できるものとします。

（協議）

第30条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

（合意管轄）

第31条 本約款に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

適用日 令和7年5月7日

地方独立行政法人
大阪産業技術研究所

本部・和泉センター

〒594-1157 大阪府和泉市あゆみ野 2 丁目 7 番 1 号
電話 0725-51-2525 （総合受付）※

和泉センターアクセス



森之宮センター

〒536-8553 大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 50 号
電話 06-6963-8011 （受付(技術相談を除く)）※
06-6963-8181 （技術相談）※

森之宮センターアクセス



※受付時間 平日 9:00～12:15、13:00～17:30